平成２８年（再イ）第２６号
静岡県三島市三好町１番25号　サニーヴィラ102
再生債務者　髙藤　　優
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月14日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（再イ）第２９号
静岡県浜松市中区高林３丁目５番12号
再生債務者　秋葉　孝夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月14日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２８年（再イ）第１８号
愛知県一宮市北小渕3213番地
再生債務者　眞野　　勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（再イ）第３２号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２２―504
再生債務者　野澤　和美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月14日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第１６号
奈良県橿原市葛本町620番地　コミュニティーみかど303
再生債務者　羽鳥　則彦（旧姓岸）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月14日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（再イ）第１６５号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目５番16号（開始時の住所）北海道千歳市大和４丁目１番15―Ｂ―405号道営住宅Ｂ棟
再生債務者　村田　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第４１号
兵庫県伊丹市桑津２丁目４番14号
再生債務者　中山　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月14日　神戸地方裁判所伊丹支部

高速道路工事完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 28 年 11 月 28 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
北陸自動車道	新潟県糸魚川市大字歌から 新潟県糸魚川市大字外波まで	改築工事	平成28年11月29日

弁理士登録公告

平成28年11月９日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月日	登録番号	氏名
11月９日	20909	中山健太郎

登録抹消

年月日	登録番号	氏名	事由
平成28年９月15日	07610	松下　義勝	死亡抹消
平成28年10月31日	07896	茂見　　穣	申請抹消
平成28年10月31日	08961	三戸部節男	〃
平成28年10月31日	15293	井上　和博	〃
平成28年10月31日	18692	志村　和也	〃

弁理士数　11,087名
（平成28年11月９日現在）

平成 28 年 11 月 28 日　　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　渡邉　明彦
登録番号　20110
事務所　東京都港区西新橋１―２―９日比谷セントラルビル14階渡邉国際法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年11月10日

平成 28 年 11 月 11 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　井上　義之
登録番号　34640
事務所　東京都文京区本郷２―16―10　西澤ビル203　富士見坂法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年11月10日

平成 28 年 11 月 11 日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

青森県公告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けているので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定により、解散命令の要旨を同表右欄のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 28 日

青森県知事　三村　申吾

別表

名称及び主たる事業所の所在地	命令の要旨
北日本流通協同組合 青森県青森市卸町２番17号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定により解散を命ずる。
青森県木材産業協同組合連合会 青森県青森市本町二丁目９番17号	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければならないこととされている。